

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 3
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 4
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 5
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 1 5
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 1 9
- 平成 3 0 年 2 月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 2 0

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 2 1

北九州市告示第 26 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
61	小倉中間線	前	北九州市小倉南区徳吉西三丁目 468 番 4 地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449 番 3 地先まで	4.2 ～ 48.9	19,193.2
		後	北九州市小倉南区徳吉西三丁目 468 番 4 地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449 番 3 地先まで	4.2 ～ 48.9	19,184.2

北九州市告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 30 年 2 月 6 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
61	小倉中間線	北九州市小倉南区徳吉西三丁目 468 番 4 地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449 番 3 地先まで

北九州市告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3887	蛸住 1 28 号 線	若松区大字蛸住 1054 番 1 地先から 若松区大字蛸住 1076 番 1 5 地先まで	3.4 ～ 7.5	272.4
6947	御開 1 4 号線	八幡西区御開四丁目 3956 番 1 地先から 八幡西区御開五丁目 3783 番 3 地先まで	3.9 ～ 7.0	898.6
6991	木屋瀬 106 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 147 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 147 番 1 地先まで	5.0	58.4

北九州市告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
727	南丘熊谷 1 号線	前	小倉北区南丘二丁目 907 番 27 地先から 小倉北区熊谷二丁目 382 番 3 地先まで	3.4 ～ 9.6	1,071.4
		後	小倉北区南丘二丁目 907 番 27 地先から 小倉北区熊谷二丁目 382 番 3 地先まで	3.4 ～ 13.5	1,073.4
729	南丘 2 号線	前	小倉北区南丘二丁目 47 番 3 地先から 小倉北区南丘二丁目 32 番 3 地先まで	4.1 ～ 6.1	212.0
		後	小倉北区南丘一丁目 47 番 3 地先から 小倉北区南丘二丁目 32 番 3 地先まで	4.1 ～ 6.1	210.6
1186	今町 2 5 号線	前	小倉北区今町三丁目 137 番 2 地先から 小倉北区今町三丁目 114 番地先まで	4.8 ～ 5.1	60.6

		後	小倉北区今町三丁目137番2から 小倉北区今町三丁目114番地先まで	5.1 ～ 8.5	50.2
1857	熊谷7号線	前	小倉北区熊谷二丁目414番2地先から 小倉北区熊谷二丁目417番6地先まで	4.0 ～ 8.2	205.7
		後	小倉北区熊谷二丁目414番2地先から 小倉北区熊谷二丁目417番6地先まで	4.0 ～ 8.2	205.7
2346	砂津13号線	前	小倉北区砂津一丁目284番1地先から 小倉北区長浜町門司口橋まで	2.5 ～ 6.3	535.5
		後	小倉北区砂津一丁目284番1地先から 小倉北区長浜町門司口橋まで	2.5 ～ 6.3	534.2
2859	南丘4号線	前	小倉北区今町三丁目128番1地先から 小倉北区南丘一丁目134番20地先まで	1.0 ～ 7.8	132.7
		後	小倉北区南丘一丁目62番4地先から 小倉北区南丘一丁目134番18地先まで	1.0 ～ 5.4	119.0
2862	南丘7号線	前	小倉北区南丘三丁目423番6地先から 小倉北区南丘三丁目424番2地先まで	3.3 ～ 4.3	111.3

		後	小倉北区南丘三丁目423 番6地先から 小倉北区熊谷二丁目424 番2地先まで	3.3 ～ 4.3	112.4
2864	南丘9 号線	前	小倉北区南丘一丁目134 番2地先から 小倉北区南丘一丁目134 番29地先まで	4.4 ～ 7.1	93.5
		後	小倉北区南丘一丁目137 番1から 小倉北区南丘一丁目134 番29地先まで	5.8 ～ 6.6	101.8
715	朽網4 号線	前	小倉南区大字朽網720番 2地先から 小倉南区大字朽網980番 6地先まで	4.0 ～ 7.3	293.5
		後	小倉南区朽網東二丁目72 0番2地先から 小倉南区朽網東一丁目96 5番1地先まで	4.1 ～ 13.1	287.7
766	徳吉東 高津尾 1号線	前	小倉南区徳吉東一丁目54 7番1地先から 小倉南区大字高津尾116 番地先まで	2.8 ～ 34.6	1,802.3
		後	小倉南区徳吉東一丁目54 7番1地先から 小倉南区大字高津尾116 番地先まで	2.8 ～ 34.6	1,802.3
776	石原町 新道寺 1号線	前	小倉南区大字石原町352 番地先から 小倉南区大字新道寺371 番10地先まで	4.7 ～ 12.5	420.4

		後	小倉南区大字石原町 3 5 2 番地先から 小倉南区大字新道寺 3 7 1 番 1 0 地先まで	4.8 ～ 10.3	414.1
7 8 6	上石田 堀越 1 号線	前	小倉南区上石田一丁目 8 9 8 番 1 地先から 小倉南区大字堀越 3 3 7 番 2 地先まで	8.1 ～ 19.5	1,851.9
		後	小倉南区上石田一丁目 8 9 8 番 1 地先から 小倉南区大字堀越 3 3 7 番 2 地先まで	8.1 ～ 19.5	1,850.1
1 0 0 6	石田 1 号線	前	小倉南区大字石田 2 2 番 4 地先から 小倉南区大字石田 1 2 番 1 地先まで	2.4 ～ 6.5	275.5
		後	小倉南区大字石田 2 2 番 4 地先から 小倉南区大字石田 1 2 番 1 地先まで	2.4 ～ 6.5	275.9
1 0 0 8	石田 3 号線	前	小倉南区大字石田 3 1 番 3 地先から 小倉南区大字石田 1 番地先 まで	3.3 ～ 13.1	336.3
		後	小倉南区大字石田 3 3 番 1 地先から 小倉南区大字石田 1 番地先 まで	3.3 ～ 5.5	338.3
1 0 1 2	石田 7 号線	前	小倉南区大字石田 8 1 番 3 地先から 小倉南区大字石田 2 9 2 番 地先まで	9.7 ～ 14.6	555.7

		後	小倉南区大字石田 3 7 番 1 地先から 小倉南区大字石田 2 9 2 番 地先まで	9.7 ～ 14.6	554.9
1 0 1 6	石田 1 1 号線	前	小倉南区大字石田 1 9 7 番 5 地先から 小倉南区大字石田 7 6 番 1 地先まで	7.2 ～ 12.7	332.1
		後	小倉南区大字石田 1 9 7 番 5 地先から 小倉南区石田南三丁目 7 6 番 6 地先まで	7.2 ～ 12.7	331.7
1 0 7 6	石原町 4 1 号 線	前	小倉南区大字石原町 2 0 9 番 5 地先から 小倉南区大字石原町 1 3 1 番 1 地先まで	11.3 ～ 12.2	669.7
		後	小倉南区大字石原町 2 0 9 番 5 地先から 小倉南区大字石原町 1 3 1 番 2 3 地先まで	10.4 ～ 12.2	672.0
1 5 4 9	朽網 1 6 号線	前	小倉南区大字朽網 8 9 6 番 地先から 小倉南区大字朽網 7 1 4 番 1 地先まで	3.9 ～ 7.6	594.4
		後	小倉南区大字朽網 8 9 6 番 地先から 小倉南区朽網東二丁目 7 1 6 番 1 地先まで	3.9 ～ 7.6	581.0
1 5 5 0	朽網 1 7 号線	前	小倉南区大字朽網 9 6 9 番 地先から 小倉南区大字朽網 1 0 0 0 番 2 地先まで	3.2 ～ 6.5	352.2

		後	小倉南区朽網東二丁目 9 4 5 番地先から 小倉南区大字朽網 1 0 0 0 番 2 地先まで	3.2 ～ 6.5	358.6
1 6 7 4	朽網 1 4 1 号 線	前	小倉南区大字朽網 6 9 7 番 5 地先から 小倉南区大字朽網 7 1 0 番 1 地先まで	2.2 ～ 4.5	126.7
		後	小倉南区朽網東二丁目 6 9 7 番 5 地先から 小倉南区朽網東二丁目 7 0 9 番地先まで	3.3 ～ 7.0	124.4
6 2 1 7	石田 1 7 号線	前	小倉南区大字石田 2 3 番 3 地先から 小倉南区大字石田 1 9 番 1 地先まで	5.8 ～ 10.1	165.5
		後	小倉南区大字石田 2 8 番 2 地先から 小倉南区大字石田 1 9 番 1 地先まで	5.8 ～ 10.1	166.0
1 1 1 1	蟹住 5 8 号線	前	若松区大字蟹住 1 0 3 6 番 1 地先から 若松区大字蟹住 1 8 3 7 番 1 地先まで	6.5 ～ 13.5	420.1
		後	若松区大字蟹住 1 0 3 6 番 1 地先から 若松区大字蟹住 1 8 3 7 番 1 地先まで	6.5 ～ 22.7	419.6
1 6 4 9	小竹 3 0 号線	前	若松区大字小竹 6 9 0 番 1 地先から 若松区大字小竹 7 2 3 番 3 地先まで	0.7 ～ 5.5	370.0

		後	若松区大字小竹 6 9 0 番 1 地先から 若松区大字小竹 7 2 3 番 3 地先まで	0.7 ～ 5.5	370.0
1 6 5 6	小竹 3 7 号線	前	若松区大字小竹 6 8 8 番 1 地先から 若松区大字小竹 1 0 1 1 番 地先まで	1.0 ～ 3.5	144.3
		後	若松区大字小竹 6 8 8 番 1 地先から 若松区大字小竹 1 0 1 1 番 地先まで	1.0 ～ 4.8	144.2
1 6 5 7	小竹 3 8 号線	前	若松区大字小竹 1 0 0 9 番 地先から 若松区大字小竹 7 0 9 番 1 地先まで	1.4 ～ 3.4	58.2
		後	若松区大字小竹 1 0 0 9 番 地先から 若松区大字小竹 7 0 9 番 1 地先まで	1.4 ～ 3.4	58.1
5 2 8	穴生若 葉 1 号 線	前	八幡西区穴生二丁目 1 3 番 7 地先から 八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 2 2 地先まで	8.4 ～ 40.3	1,498.4
		後	八幡西区穴生二丁目 1 3 番 7 地先から 八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 5 地先まで	8.4 ～ 40.3	1,498.4
7 7 4	本城 2 号線	前	八幡西区大字本城 3 3 9 2 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 8 7 9 番 3 地先まで	5.9 ～ 9.7	706.9

		後	八幡西区大字本城 3 3 9 2 番 1 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 7 7 番 7 地先まで	5.9 ～ 9.6	688.7
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区大字野面 5 6 2 番 1 地先まで	3.2 ～ 9.3	479.3
		後	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区大字野面 5 6 2 番 1 地先まで	3.2 ～ 9.3	479.2
4 9 2 9	本城 5 9 号線	前	八幡西区大字本城 3 8 5 1 番 1 2 地先から 八幡西区大字本城 3 8 4 2 番地先まで	1.0 ～ 2.5	88.0
		後	八幡西区大字本城 3 8 5 1 番 1 2 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 4 5 番 2 地先まで	2.0 ～ 3.0	35.8
4 9 3 0	本城 6 0 号線	前	八幡西区大字本城 3 8 7 7 番 6 地先から 八幡西区大字本城 3 8 7 9 番 1 地先まで	4.4 ～ 4.5	48.7
		後	八幡西区大字本城 3 8 7 7 番 6 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 7 7 番 2 地先まで	4.4 ～ 4.5	32.2
4 9 3 1	本城 6 1 号線	前	八幡西区大字本城 3 9 0 3 番 6 地先から 八幡西区大字本城 3 9 0 6 番地先まで	2.2 ～ 8.1	148.0

		後	八幡西区大字本城 3 9 0 3 番 6 地先から 八幡西区御開四丁目 3 8 8 2 番 1 地先まで	2.2 ～ 8.1	132.4
4 9 3 2	本城 6 2 号線	前	八幡西区大字本城 3 9 3 4 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 9 3 0 番 1 地先まで	2.4 ～ 5.0	113.2
		後	八幡西区大字本城 3 9 3 4 番 1 地先から 八幡西区御開四丁目 3 9 2 9 番 2 地先まで	2.4 ～ 5.0	106.1
5 2 8 1	美原町 1 4 号 線	前	八幡西区美原町 2 番地先か ら 八幡西区若葉三丁目 2 1 番 1 5 地先まで	8.9 ～ 10.9	601.1
		後	八幡西区美原町 2 番地先か ら 八幡西区美原町 3 0 7 番 1 地先まで	9.0 ～ 10.9	601.6
5 4 8 3	若葉 7 7 号線	前	八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 2 2 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 3 1 番 9 地先まで	4.5 ～ 10.2	91.1
		後	八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 5 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 3 4 地先まで	7.6 ～ 12.6	89.6
5 5 4 8	若葉 9 0 号線	前	八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 4 2 4 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 5 8 地先まで	5.0 ～ 5.7	191.3

		後	八幡西区若葉三丁目508 番424地先から 八幡西区若葉三丁目508 番258地先まで	4.9 ～ 5.0	193.2
5552	若葉9 4号線	前	八幡西区若葉三丁目531 番9地先から 八幡西区若葉三丁目508 番152地先まで	4.9 ～ 5.3	272.3
		後	八幡西区若葉三丁目531 番9地先から 八幡西区若葉三丁目508 番152地先まで	4.9 ～ 5.2	271.8
5830	木屋瀬 82号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目20 3番7地先から 八幡西区木屋瀬五丁目14 5番1地先まで	1.4 ～ 5.8	319.7
		後	八幡西区木屋瀬五丁目20 3番7地先から 八幡西区木屋瀬五丁目14 5番1地先まで	2.4 ～ 7.0	322.5
5835	木屋瀬 87号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目14 5番3地先から 八幡西区木屋瀬五丁目14 9番8地先まで	3.4 ～ 4.3	141.5
		後	八幡西区木屋瀬五丁目14 5番3地先から 八幡西区木屋瀬五丁目14 9番3地先まで	5.9 ～ 6.3	141.7

北九州市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり平成30年2月6日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年2月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
727	南丘熊谷 1号線	小倉北区南丘二丁目907番27地先から 小倉北区熊谷二丁目382番3地先まで
729	南丘2号 線	小倉北区南丘一丁目47番3地先から 小倉北区南丘二丁目32番3地先まで
1186	今町25 号線	小倉北区今町三丁目137番2から 小倉北区今町三丁目114番地先まで
1857	熊谷7号 線	小倉北区熊谷二丁目414番2地先から 小倉北区熊谷二丁目417番6地先まで
2346	砂津13 号線	小倉北区砂津一丁目284番1地先から 小倉北区長浜町門司口橋まで
2859	南丘4号 線	小倉北区南丘一丁目62番4地先から 小倉北区南丘一丁目134番18地先まで
2862	南丘7号 線	小倉北区南丘三丁目423番6地先から 小倉北区熊谷二丁目424番2地先まで
2864	南丘9号 線	小倉北区南丘一丁目137番1から 小倉北区南丘一丁目134番29地先まで
715	朽網4号 線	小倉南区朽網東二丁目720番2地先から 小倉南区朽網東一丁目965番1地先まで

7 6 6	徳吉東高 津尾 1 号 線	小倉南区徳吉東一丁目 5 4 7 番 1 地先から 小倉南区大字高津尾 1 1 6 番地先まで
7 7 6	石原町新 道寺 1 号 線	小倉南区大字石原町 3 5 2 番地先から 小倉南区大字新道寺 3 7 1 番 1 0 地先まで
7 8 6	上石田堀 越 1 号線	小倉南区上石田一丁目 8 9 8 番 1 地先から 小倉南区大字堀越 3 3 7 番 2 地先まで
1 0 0 6	石田 1 号 線	小倉南区大字石田 2 2 番 4 地先から 小倉南区大字石田 1 2 番 1 地先まで
1 0 0 8	石田 3 号 線	小倉南区大字石田 3 3 番 1 地先から 小倉南区大字石田 1 番地先まで
1 0 1 2	石田 7 号 線	小倉南区大字石田 3 7 番 1 地先から 小倉南区大字石田 2 9 2 番地先まで
1 0 1 6	石田 1 1 号線	小倉南区大字石田 1 9 7 番 5 地先から 小倉南区石田南三丁目 7 6 番 6 地先まで
1 0 7 6	石原町 4 1 号線	小倉南区大字石原町 2 0 9 番 5 地先から 小倉南区大字石原町 1 3 1 番 2 3 地先まで
1 5 4 9	朽網 1 6 号線	小倉南区大字朽網 8 9 6 番地先から 小倉南区朽網東二丁目 7 1 6 番 1 地先まで
1 5 5 0	朽網 1 7 号線	小倉南区朽網東二丁目 9 4 5 番地先から 小倉南区大字朽網 1 0 0 0 番 2 地先まで
1 6 7 4	朽網 1 4 1 号線	小倉南区朽網東二丁目 6 9 7 番 5 地先から 小倉南区朽網東二丁目 7 0 9 番地先まで
6 2 1 7	石田 1 7 号線	小倉南区大字石田 2 8 番 2 地先から 小倉南区大字石田 1 9 番 1 地先まで
1 1 1 1	蟹住 5 8 号線	若松区大字蟹住 1 0 3 6 番 1 地先から 若松区大字蟹住 1 8 3 7 番 1 地先まで

1 6 4 9	小竹 3 0 号線	若松区大字小竹 6 9 0 番 1 地先から 若松区大字小竹 7 2 3 番 3 地先まで
1 6 5 6	小竹 3 7 号線	若松区大字小竹 6 8 8 番 1 地先から 若松区大字小竹 1 0 1 1 番地先まで
1 6 5 7	小竹 3 8 号線	若松区大字小竹 1 0 0 9 番地先から 若松区大字小竹 7 0 9 番 1 地先まで
3 8 8 7	蛭住 1 2 8 号線	若松区大字蛭住 1 0 5 4 番 1 地先から 若松区大字蛭住 1 0 7 6 番 1 5 地先まで
5 2 8	穴生若葉 1 号線	八幡西区穴生二丁目 1 3 番 7 地先から 八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 5 地先まで
7 7 4	本城 2 号 線	八幡西区大字本城 3 3 9 2 番 1 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 7 7 番 7 地先まで
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 1 地先から 八幡西区大字野面 5 6 2 番 1 地先まで
4 9 2 9	本城 5 9 号線	八幡西区大字本城 3 8 5 1 番 1 2 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 4 5 番 2 地先まで
4 9 3 0	本城 6 0 号線	八幡西区大字本城 3 8 7 7 番 6 地先から 八幡西区御開五丁目 3 8 7 7 番 2 地先まで
4 9 3 1	本城 6 1 号線	八幡西区大字本城 3 9 0 3 番 6 地先から 八幡西区御開四丁目 3 8 8 2 番 1 地先まで
4 9 3 2	本城 6 2 号線	八幡西区大字本城 3 9 3 4 番 1 地先から 八幡西区御開四丁目 3 9 2 9 番 2 地先まで
5 2 8 1	美原町 1 4 号線	八幡西区美原町 2 番地先から 八幡西区美原町 3 0 7 番 1 地先まで
5 4 8 3	若葉 7 7 号線	八幡西区若葉三丁目 1 4 6 6 番 5 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 3 4 地先まで
5 5 4 8	若葉 9 0 号線	八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 4 2 4 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 5 8 地先まで

5 5 5 2	若葉 9 4 号線	八幡西区若葉三丁目 5 3 1 番 9 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 1 5 2 地先まで
5 8 3 0	木屋瀬 8 2 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 2 0 3 番 7 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 4 5 番 1 地先まで
5 8 3 5	木屋瀬 8 7 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 4 5 番 3 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 4 9 番 3 地先まで
6 9 4 7	御開 1 4 号線	八幡西区御開四丁目 3 9 5 6 番 1 地先から 八幡西区御開五丁目 3 7 8 3 番 3 地先まで
6 9 9 1	木屋瀬 1 0 6 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 4 7 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 4 7 番 1 地先まで

北九州市告示第 3 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 6 9 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
タケシタ調剤薬局 城野店	北九州市小倉南区富士見 二丁目 4 番 7 号	薬局廃止の ため	平成 3 0 年 1 月 1 2 日

北九州市告示第 32 号

平成 30 年 2 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 2 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成 30 年 2 月 26 日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

北九州市公告第66号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年2月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 805万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成30年7月31日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 1,090万枚 平成30年4月頃

イ 995万枚 平成30年6月頃

ウ 1,040万枚 平成30年8月頃

エ 1,080万枚 平成30年10月頃

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）、または北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間に於ける納入数量の合計が536万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年2月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年3月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年2月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年2月27日から同年3月2日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月5日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年3月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年3月5日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery
Quantity: 8,050,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system:
2:00p.m., March 5, 2018
For tenders submitted by mail:

5:00p.m., March 2, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu